

平成 30 年 10 月

INSURANCE AUS.G 【I3330】
(Insurance Australia Group Limited)
を保有されている投資家の皆様へ
ー資本の払戻しのお知らせー

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、INSURANCE AUS.G の資本の払戻しにつきまして、現地保管機関より通知がございましたのでご案内申し上げます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : 2018 年 10 月 31 日
2. 現地支払開始日 : 2018 年 11 月 26 日
3. 資本の払戻し単価 : 権利付 1 株あたり、0.195 豪ドル
(本資本の払戻しに合わせて実施される予定の株式併合実施前の残高)
※お客様の口座には円貨にてお支払い致します。
4. 課税関係 : 現地 : 源泉徴収課税なし
国内 : 未定 (「みなし配当」として、源泉徴収対象となる場合があります。)
5. 主な実施条件 : 2018 年 10 月 26 日開催予定の株主総会における承認
6. その他 : ・本資本の払戻しに合わせて、株式併合も実施される予定です。
・本資本の払戻しと同時期に、現金配当(権利付 1 株あたり 0.055 豪ドル)が別途支払われる予定です。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社